

子ども・子育て支援新制度における実費徴収に係る補足給付について

事業の趣旨

- 子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、施設は、基本利用料以外に以下の実費徴収を受けることができる。
 - ・ 教材、学用品、制服、アルバム等
 - ・ 特別行事、園外活動費等
 - ・ 1号認定子どもの給食、2号認定子どもの主食
 - ・ スクールバス
 - ・ その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用（PTA会費等）
- その上で、子ども・子育て支援法第59条に、地域子ども・子育て支援事業として「実費徴収に係る補足給付を行う事業」が位置づけられており、低所得者に対する負担軽減による利用支援を行う。

事業内容

- 保護者の所得を勘案して市町村が定める基準に該当するものに係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用の全部又は一部を助成する。
- 平成27年度は、生活保護世帯を対象として対象費用の1/2の給付を行うものとする。その後、順次、拡充を行い、最終的には市民税非課税世帯を対象に全額の給付を行う。